

未公開 判決事例紹介

キャプティブ保険会社への 外国子会社合算税制事案

再保険に係る非関連者基準満たさず



本誌924号4頁で紹介した法人税更正処分等取消請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○大手自動車メーカーである原告がバミュダに置いたキャプティブ保険子会社がタックス・ヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）上の非関連者基準を満たしていないとして同税制が適用された事件。東京地裁（春名茂裁判長）は令和4年1月20日、元受保険契約の保険の目的は、非関連者の生命や身体等ではなく関連者の債権であり、非関連者基準を満たさないとして、処分の取消しを求めた原告の請求を棄却した（令和2年（行ウ）第86号）。

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 処分行政庁が原告に対して令和2年7月31日付けでした原告の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度の法人税の更正処分のうち連結所得金額4594億0301万9097円及び納付すべき税額275億

8773万1200円を超える部分を取り消す。

- 2 処分行政庁が原告に対して令和2年7月31日付けでした原告の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額802億6690万6000円及び納付すべき税額35億3174万3800円を超える部分を取り消す。
- 3 処分行政庁が原告に対して平成30年6月27日付けでした原告の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度の法人税の過少申告加算税賦課決定処分のうち過少申告加算税の額3077万6000円を超える部分を取り消す。
- 4 処分行政庁が原告に対して平成30年6月27日付けでした原告の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税事業年度の地方法人税の過少申告加算税賦課決定処分のうち過少申告加算税の額134万8000円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

連結納税の承認を受けた内国法人である原告は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度及び課税事業年度の法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行